

報告第15号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和4年11月29日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

4 専第 9 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 363,000 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 4 年 11 月 2 日
- 4 事 案 概 要 令和 4 年 9 月 7 日（水）午後 1 時 10 分頃、粗大ごみを収集中、  
[REDACTED]において、ごみの排出場所まで塵芥車を後退させる際、左後方にある住宅の駐車場（カーポート）の屋根に接触し、破損させたもの。
- 5 そ の 他
- |         |           |
|---------|-----------|
| 相手方修理費  | 363,000 円 |
| 対物共済保険額 | 363,000 円 |
| 市持出額    | 0 円       |

令和 4 年 11 月 2 日

交野市長 山 本 景